

	・ 法人の方 満期日前に解約する場合は、下表の中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともにお支払いいたします。 (表) 約定預入期間は 3 年 <table> <tr> <th>預入日から解約日前日までの日数</th><th></th></tr> <tr> <td>6 カ月未満</td><td>解約時の普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6 カ月以上 1 年未満</td><td>約定利率 × 20%</td></tr> <tr> <td>1 年以上 1 年 6 カ月未満</td><td>約定利率 × 20%</td></tr> <tr> <td>1 年 6 カ月以上 2 年未満</td><td>約定利率 × 20%</td></tr> <tr> <td>2 年以上 2 年 6 カ月未満</td><td>約定利率 × 40%</td></tr> <tr> <td>2 年 6 カ月以上 3 年未満</td><td>約定利率 × 40%</td></tr> </table>	預入日から解約日前日までの日数		6 カ月未満	解約時の普通預金利率	6 カ月以上 1 年未満	約定利率 × 20%	1 年以上 1 年 6 カ月未満	約定利率 × 20%	1 年 6 カ月以上 2 年未満	約定利率 × 20%	2 年以上 2 年 6 カ月未満	約定利率 × 40%	2 年 6 カ月以上 3 年未満	約定利率 × 40%
預入日から解約日前日までの日数															
6 カ月未満	解約時の普通預金利率														
6 カ月以上 1 年未満	約定利率 × 20%														
1 年以上 1 年 6 カ月未満	約定利率 × 20%														
1 年 6 カ月以上 2 年未満	約定利率 × 20%														
2 年以上 2 年 6 カ月未満	約定利率 × 40%														
2 年 6 カ月以上 3 年未満	約定利率 × 40%														
11. 金利情報の 入手方法	・ 店頭備えつけの金利ボード、または当金庫ホームページをご覧ください。 さがみ信用金庫ホームページ<https://www.shinkin.co.jp/sagami/> ・ 詳しくは、窓口までお問い合わせください。														
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業統括部（午前 9 時～午後 5 時、電話 0120-426-614）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等並びに神奈川県弁護士会（電話 045-211-7716）の紛争解決センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記営業統括部、全国信金相談所（午前 9 時～午後 5 時、電話 03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前 9 時～午後 5 時、電話 03-5524-5671）のいずれかにお申し出ください。 なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にも次の①、②の方法によりご利用いただけます。 ①東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法。（現地調停） ②当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案内を移管し、紛争の解決を図る方法。（移管調停）														
13. その他参考となる事項	・ この預金は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。 ・ 当金庫の判断で予告なく商品内容・条件を変更することや、取扱いを中止する場合がございます。														